

〔研究紹介〕

## 古代日本の「帰化」と「俗」

### — 7～8世紀の帰化への認識 —

人文科学専攻 考古・歴史学コース

修士課程1年 安原由雅

渡来人と聞くと、最初に6世紀における日本列島への技術の流入段階の時期を思い浮かべてしまいがちだが、実際には7世紀の白村江の戦い以後の百済及び高句麗滅亡での渡来した者の方が圧倒的に多い。渡来人に関する研究は、関晃氏による著書『帰化人』（至文堂、1956年）で本格的に扱われ、同書を契機に研究が活発に行われるようになった。関氏は渡来人を「帰化人」と呼び、日本列島に渡来した者のうちの朝廷に帰属した者を抽出する研究を試みた。帰化の定義に関して平野邦雄氏は、「化外の国々から王の徳治を慕い、自ら王法の圏内に投じ、王化に帰属した」者とし、且つ、その国の王も「衣料の供給、国郡への安置、戸籍の編入」を行い、当該国の礼と法の秩序に組み込む行為と定義する。

以上に帰化の定義を述べたが、では帰化はどの段階で成立したといえるのだろうか。それは、天皇による賜姓により、日本の姓秩序へ組み込まれた段階であるといえよう。史料には『続日本紀』天平宝字元年（757年）4月辛巳条に確認できるように、8世紀以降、渡来人が帰化を望む場合は、姓を付け、天皇の教化のもとに帰属することが求められた。田中史生氏は著書『日本古代国家の民族と支配』（校倉書房、1997年）のなかで、これを中国の思想である「移風易俗」に基づくものであるとし、姓を賜ることで天皇の化に慕い、日本の姓秩序に服属したことを示すと解する。この理解は、「俗」という言葉が生活文化・風習・伝説を指すという関和彦氏による風土記の分析に基づくものである。

田中氏は、「俗」を養老職員令弾正台条や同戸令国守巡行条にみられる「風は気、俗は習なり、土地の水泉、気に緩急あり、声に高下あり。これを風と謂ふ。人この地に居るや、習ひて以て性を成す。これを俗と謂ふ。」とあるように、地域環境を意味する「風」とその土地に根ざした人々の生活文化・慣習を意味する「俗」を合わせたものであるとする。また令集解所引令釈は中国の「劉子風俗篇」を引用して、中国の「移風易俗」の思想を強く意識し、賜姓もこの思想に基づいた政策であると述べている。確かに『続日本紀』における賜姓に関する記事には、

「我俗」、「蕃俗」という言葉が使われており、古代国家の賜姓は「俗」を昇華する考え方があったように思える。しかし、疑問な点がある。具体的には、朝廷による帰化人に対するの配置と給田が行われたのは、白村江の敗戦後のいわゆる7世紀である。そして帰化自体は9世紀まで続いた。筆者は国際環境が逼迫していた7世紀と、再開された遣唐使などによって種々の学問技術の将来がなされ、律令の本格的な継受など国際色が豊かになっていった8世紀とでは、外国人の帰化に対するの認識はかなり変化しているのではないかと考える。そうなると記紀で使用される「風俗」の用法は、『日本書紀』と『続日本紀』ではニュアンスが異なるのではないかと。いずれにしても、渡来人の帰化への認識と風俗を切り離して考えることはできず、故に7世紀の帰化と8世紀の帰化は少し区別して考える必要があると考える。そもそも「移風易俗」という言葉の本義としては、俗を変えて世を良くするという意味はあるものの、俗が異なるものを排斥するといった意味合いはない。こうした帰化の認識に関わる用語の抽出を行うことで、古代国家における帰化への認識すなわち朝廷がどのような政治思想をもって帰化を受け入れていたのかを浮き彫りにすることができるのではないかと考え、本研究に着手したいと考える次第である。

#### 参考文献

関晃『帰化人』（至文堂、1956年）

関和彦『『風土記』と民衆世界』（『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、1994年）

田中史生『日本古代国家の民族支配と渡来人』（校倉書房、1997年）

田中史生「律令制国家の政治・文化と渡来系移住民」（『渡来系移住民』岩波書店、2021年）

平野邦雄『帰化人と古代国家』（吉川弘文館、2018年、初版は1993年）

森公章『古代日本の対外認識と通交』（吉川弘文館、1998年）

〔研究紹介〕

## 関東地域における国学者の社会的ネットワークの実態

### — 猿渡盛章と権田直助を中心に —

人文科学専攻 考古・歴史学コース

修士課程1年 田中雄大

明治新政府は、近代国家にふさわしい祭政一致政体すなわち天皇親政政体を創出するため、神祇祭祀に関する政策を推進する。また、神道と仏教との混淆を禁止した一連の神仏分離政策が政府主導のもと実施された。そこでは、古代の神祇祭祀や太政官制に精通した国学者が登用され、政策を推進する上でのブレーンとして政府官僚層から重宝された。しかし、明治初期に発生した廃仏毀釈運動や西洋各国からのキリスト教弾圧に対する批判などを受けた結果、明治新政府による神道国教化政策は挫折に追い込まれることとなる。

以上のように、成立初期の明治政府においては、国学者を中心とした神道国教化政策が推進されていた。明治期における国学に関する先行研究は、以上のような明治新政府の下で神道国教化に尽力した国学者達に焦点を当てたものが多くを占めている。具体的には、神祇官再興、宣教使による国民教導政策、東京奠都問題、教部省設置などに関りをもった国学者を対象とした研究である。

しかし、明治期における国学者による活動は、新政府内部における活動のみに限定されるものではない。近世中後期において庶民を対象に国学思想の拡大・浸透を図った「草莽の国学」の系譜を引く国学者や、幕末期から明治初期にかけて尊王攘夷運動の精神的指導者として活動していた国学者など、明治新政府に関りのない場所で活躍していた国学者は数多く存在している。また、明治4年に発生した「平田派国事犯事件」により、新政府の下で神道国教化政策を主導していた多くの国学者たちが中央政局から追放されることになるのだが、これを契機として多くの国学者たちが地方における神社の神職として活動するようになる。このように、明治初期とくに「平田派国事犯事件」後においては、国学者による活動は地方においても非常に活発であったことが予測される。

本研究では、以上に挙げたような地方を基盤に活動を展開した国学者に焦点を当てつつ、国学者同士の社会的なネットワークの実態を明らかにすることを目的とする。この研究により、明治期の地方社会における国学思想の広まりを明らかにすることができると思われる。

地方における国学者同士の社会的ネットワークを探るため、本研究では地方で活躍した国学者の中でも関東地方において影響力を発揮したと考えられる2人の人物に注目する。1人目は、大山阿夫利神社（神奈川県伊勢原市）の神職であった権田直助という人物である。彼は平田篤胤の門人であり、古代における医学の復活すなわち皇朝医道の復古を唱えた国学者である。彼は文久2年より平田派の尊王攘夷運動に参加し、岩倉具視ら公卿の下で奔走した。維新後、政府の役職に就くも先に述べた「平田派国事犯事件」に連座して職を追われ、以後は大山阿夫利神社の神職として活躍した。2人目は、武蔵国六所宮（現在の大國魂神社・東京都府中市）の神職として活動した猿渡盛章という人物である。彼は、小山田与清の門人であり、大國魂神社の中世以降の記録を整理して「新撰総社伝記考証」をあらわしたことで知られる。

以上の両名は「武蔵国学の双璧」と呼ばれるほどの重要人物である。猿渡が残した日記によると、両者の間にいくらかの交遊関係が存在していたことが確認できる。そんな両者の交遊関係を軸としながら、両者が残した史料及び両者に関りを持った国学者に関する調査を通して、両者が活動した関東地域における国学者の社会的ネットワークについて明らかにしていく。

#### 参考文献

- ・岡田莊司、小林宣彦編『日本神道史〈増補新版〉』吉川弘文館、2021年
- ・國學院大學日本文化研究所編『歴史で読む国学』ペリかん社、2022年
- ・吉田一彦、上島享編『日本宗教史1 日本宗教史を問い直す』吉川弘文館、2020年
- ・阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂、1993年
- ・伊東多三郎『草莽の国学』真砂書房、1966年
- ・中川和明「平田塾と地方国学の展開-武蔵国の豪農商・武士層を中心に」『鈴屋学会報』29、2012年
- ・中川和明「平田塾と地方国学の展開—武蔵国の神職を中心に—」『書物・出版と社会変容』14、2013年
- ・桜沢一昭「覚書・権田直助伝（2）」『東国民衆史』5、1980年

#### 史料・史料目録

- ・府中市教育委員会編『府中市郷土史料集』1～16、1984～1994年
- ・府中市郷土の森博物館編『府中市内家分け古文書目録』1～20、1998～2022年
- ・官幣小社大國魂神社社務所『武蔵総社大國魂神社史料』1～3、1944年
- ・埼玉県立文書館編『埼玉県立文書館収蔵文書目録』1～60、1985～2022年

[研究紹介]

## 教育学ゼミナールにおける師弟同行の可能性

— ジェンダー平等、教師の力量形成、統計教育をめぐって —

教育学専攻

指導教員 助川 晃 洋

修士課程1年 付 静・戴 素 清・秦 弦

2022年度大学院修士課程の助川研究室では、新たに3名をメンバーに迎えた。全員が中国出身の私費留学生であり、しかも学部レベルの教育学を修めていないという意味で完全な初学者である。それでも助川の担当する二つの通年科目、「教育学特論5（授業研究）」と「教育学演習5（教育方法学）I」を熱心に受講しつつ、何より多くの先生方から懇切丁寧なご指導をいただくことで、当初想定していた以上に研究を前進させることができている。それぞれの修士論文構想は、下掲の通りである。

\* \* \* \* \*

### ○付静 ジェンダー平等教育の現状と課題

—カリキュラムに着目して—

「学校教育とジェンダー」について考えるためには、カリキュラムの二つの側面に着目する必要がある。第一は、隠れた（＝潜在的）カリキュラムである。学校教育の日常的なプロセスを通じて、暗黙のうちに、性差別がどのように作り出され（続け）ているのか。第二は、明示された（＝顕在的）カリキュラムである。その典型である学習指導要領では、男女平等や多様な性の問題がどのように扱われているのか。これらの問いに回答することによって、日本におけるジェンダー平等教育の現状と課題を明らかにしたい。

石渡裕子「我が国におけるジェンダー平等教育の現状と課題」『レファレンス』No.850、国立国会図書館、2021年10月、pp.1-23.

木村育恵「男女平等教育実践をめぐる教師文化の構造」『教育社会学研究』第84集、日本教育社会学会、2009年5月、pp.227-246.

木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房、1999年

木村涼子編著『リーディングス日本の教育と社会16 ジェンダーと教育』日本図書センター、2009年

寺町晋哉『＜教師の人生＞と向き合うジェンダー教育実践』晃洋書房、2021年

## ○戴素清 学校における教師の力量形成過程

### －授業研究を中心に－

日本では、校内研修としての授業研究（レッスンスタディ）の営みを通じて、教師の力量形成が図られている。しかしそのプロセスを現場データに基づいて追跡・解明した研究は、実はあまり行われていない。そこで私は、教師の専門職性に関するショーン（D.A.Schön）の議論や専門職学習コミュニティとしての学校の条件を整理し、分析の視点を定めた上で、フィールドワークを継続的に行い、教師の実践的指導力、中でも新人・若手の授業力がどのような環境で、どのように向上していくのかを把握したい。

エティエンヌ・ウェンガー、リチャード・マクダーモット、ウィリアム・M・スナイダー著、野村恭彦監修、野中郁次郎解説、櫻井祐子訳『コミュニティ・オブ・プラクティス ナレッジ社会の新たな知識形態の実践』翔泳社、2002年

木原俊行『授業研究と教師の成長』日本文教出版、2004年

ドナルド・A・ショーン著、柳沢昌一・三輪建二監訳『省察的实践とは何か プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房、2007年

日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社、2017年

吉崎静夫『教師の意思決定と授業研究』ぎょうせい、1991年

## ○秦弦 小学校統計教育のカリキュラムと指導法に関する研究

### －教科等横断的な視点から－

Society 5.0 の到来を見据えた教育改革の一環として、2017年版小学校学習指導要領では、算数において、従来の「資料の活用」に代えて「データの活用」という領域が設けられ、問題解決過程（PPDAC サイクル）を重視した学習が推奨されるなど、統計教育の充実がめざされている。しかし統計データを読み解く力

の育成は、特定の教科だけで完結するものではなく、それに向けて各教科等で共通して取り組むことが望ましい。そこで私は、日本はもちろん、統計教育先進国と言われるニュージーランドの事例も参照しつつ、内容と方法の両面から、教科等横断的な統計教育実践のあり方を検討し、具体的な構想を提案したい。

- 青山和裕編著『楽しく学ぶ！中学数学の統計「データの活用」』東京図書、2018年  
 お茶の水女子大学附属学校園連携研究算数・数学部会編著『「データの活用」の授業 小中高の体系的指導で育てる統計的問題解決力』東洋館出版社、2018年  
 黒田孝郎・森毅・小島順・野崎昭弘『高等学校の確率・統計 三省堂版 教科書・指導資料』筑摩書房、2011年  
 全国統計教育研究協議会研究委員会『統計情報教育の理論と授業実践の展開』筑波出版会、1998年  
 松元新一郎編著『小学校算数・中学校数学 「データの活用」の授業づくり』明治図書出版、2019年

\* \* \* \* \*

我が国の教育学研究者が自らのドイツ留学について記した数々のレポートを行き先大学別に整理してみると、少なくとも一昔前であれば、テュービンゲン大学関係のものが結構な割合を占めている<sup>(1)</sup>。かく言う私も、1995年から1996年にかけての約1年間、文部省国際交流制度に基づく国費派遣留学生として同所に学び、一般教育学部門のプランゲ（K.Prange）教授の講筵の末席に列した。ネッカー河畔の旧大学本館（Alte Aula）とつながったインスティテュートの最上階、まるで屋根裏部屋のような木造教室で行われたコロキウムでは、カント（I.Kant）やゲーテ（J.W.v.Goethe）、ヘルバルト（J.F.Herbart）の古典から、当地で活躍した大御所のシュプランガー（E.Spranger）やボルノウ（O.F.Bollnow）、引退後にハンブルクから移り住んだフリットナー（W.Flitner）、さらにはマールブルクのクラフキ（W.Klafki）やゲッティンゲンのモレンハウアー（K.Mollenhauer）、フランクフルトのハーバーマス（J.Habermas）といった当代一流の学者のテキスト、加えて政党や州の教育政策文書（Bildungskommission NRWの“Zukunft der Bildung-Schule der Zukunft”など）に至るまで、当たり前のようにそらんじるDoktorandやMittelbauの迫りに圧倒され、ドイツ語の原書を独和辞典頼りに牛歩ペースで邦訳するしか能がない己の非力さを心底恥じた。このような経験があるからこそ、お互い様の気持ちで、外国人留学生の受け入れには可能な限り寛容でありたいし、大学院生に対しては、「地道にコツコツ」という姿勢で、諦めることなく第一級の文献・資料に向き合ってほしい（どうにかして私も負けずに正

対し続けたい）と思っている。

そして教育学の研究には、以前にもまして実証性が強く求められている。しかしそうであるにせよ、例えば Google フォームを使ってアンケート調査を実施し、結果を単純に集計・処理し、若干の考察を加えさえすれば、それなりの論文が出来上がり、簡単に学位が取れるとでも考えているならば（事実そのような節がある）、これはもう思い上がりも甚だしく、救いようがないほどに間違っている<sup>(2)</sup>。学問に対する最大級の侮辱、あるいは冒涇と言ってもよい。天から読書を忌避し、図書館に足を運ぶことすらせず、インターネット検索に明け暮れ、フェイクニュースでさえ鵜呑みにし、平気でコピペする。結局、入り組んだ議論や骨の折れる作業に背を向けて逃げているだけ、とても恥ずかしいことだ。

そもそも教育学という学問は、フィロソフィー以外の何物でもないのであって、教員と学生が1冊の本を膝詰めで、長い時間をかけて、逐語的にじっくりと読み合うことでしか（そのイロハのイすら）伝承することができない。それを裏づけるかつての碩学の証言<sup>(3)</sup>や近年の優れた実践報告<sup>(4)</sup>があり、また修業時代に自分自身が恩師の手を煩わせてしまったからこそ<sup>(5)</sup>、やる気のある若者がもし現れたならば、不肖私にも、とことんつき合うだけの覚悟と準備がある、ということだけは申し上げておこう。

柄にもない義侠心にかられて、随分と偉そうなことを書いてしまった。しかももうまとめようがない。最後に自戒を込めて、あまりにも有名なマルクス（Karl Marx）の言葉を紹介し、本稿を閉じることにしたい。「学問には平坦な大道はありません。学問の急峻な細道をよじのぼるのに疲れ果てるのをいとわぬ人々だけが、輝かしい絶頂に到達する幸運をもつのです」<sup>(6)</sup>。

## 注

(1) 林忠幸「マールブルク大学教育学科－教育学講座・学科の形成をめぐって－」『教育哲学研究』第42号、教育哲学会、1980年11月、p.67.

岡本英明「ボルノウとチュービンゲン学派の動向」『教育哲学研究』第19号、教育哲学会、1969年5月、pp.66-69.

長井和雄「チュービンゲンだより」『教育哲学研究』第17号、教育哲学会、1968年5月、pp.56-62.

森邦昭「故ボルノウ教授追悼式の報告」『教育哲学研究』第67号、教育哲学会、1993年5月、pp.115-120.

森田孝「西ドイツの教育学界の現況－哲学および人間諸科学の研究動向と関連して－」『教育哲学研究』第35号、教育哲学会、1977年5月、pp.75-78.

山内芳文「チュービンゲンの教育学研究近況」『教育哲学研究』第62号、教育哲学会、1990年11月、pp.67-71.



吉本均「陶冶論とサイバネティックスの理論との間－西ドイツにおける教授学研究の動向－」『教育哲学研究』第 24 号、教育哲学会、1971 年 12 月、pp.89-92.

同誌に掲載された次の 8 編も併せて参照されたい。

天野正治「最近における西ドイツ教育改革の動向－留学の報告にかえて－」『教育哲学研究』第 30 号、教育哲学会、1974 年 10 月、pp.46-52.

小笠原道雄「ボン大学教育学研究室」『教育哲学研究』第 32 号、教育哲学会、1975 年 10 月、pp.50-55.

高祖敏明「ケルン大学教育学ゼミナールにて」『教育哲学研究』第 41 号、教育哲学会、1980 年 4 月、pp.99-105.

小林博英「西ドイツにおける教育哲学の最近の動向－教育学的人間学の試み－」『教育哲学研究』第 16 号、教育哲学会、1967 年 10 月、pp.81-86.

鈴木晶子「西ドイツ・ケルン滞在報告（一九八二年から一九八九年）」『教育哲学研究』第 62 号、教育哲学会、1990 年 11 月、pp.72-77.

平野智美「ミュンスター大学教育学科」『教育哲学研究』第 35 号、教育哲学会、1977 年 5 月、pp.70-74.

村田昇「ハンブルグ大学教育学科」『教育哲学研究』第 21 号、教育哲学会、1970 年 5 月、pp.60-66.

米山弘「ボン大学留学体験から」『教育哲学研究』第 60 号、教育哲学会、1989 年 11 月、pp.86-91.

(2) 宇佐美寛『大学の授業』東信堂、1999 年、pp.47-49.

(3) 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集 3 学生の歴史－学生生活の社会史的考察－／パウロ・ナトルプ「社会的教育学」』ぎょうせい、1991 年、pp.546-547.

(4) 小牧瞳・伊藤晃一「『読書会』はいかなるゲームか－参加者へのインタビューを通して－」藤川大祐編『千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書第 324 集 教育におけるゲーミフィケーションに関する実践的研究 (3)』千葉大学大学院人文公共学府、2018 年 2 月、pp.41-52.

(5) 助川晃洋「長谷川先生の退官に寄せて－お礼の言葉－」『教育方法学研究』第 12 集、教育方法研究会、1996 年 3 月、pp.168-172.

(6) カール・マルクス著、江夏美千穂・上杉聰彦訳「マルクスからラシャトルへの手紙」『フランス語版資本論』上巻、法政大学出版局、1979 年、p.5.

「これは、マルクスが『資本論』フランス語版の出版者、モーリス・ラシャトルにあてて書き送った手紙（一八七二年三月一八日）の中の有名な一節である」（山本二三丸「経済学における形態規定とはなにか（一）－いわゆる『宇野理論』の性格規定－」『立教経済学研究』第 24 巻第 2 号、立教大学経済学研究会、1970 年 8 月、p.21.）。

## 参考文献

- 天野正治『西ドイツ教育の語るものー私の教育の旅ー』学文社、1981年
- 潮木守一『京都帝国大学の挑戦』講談社、1997年
- 胡啓慧・野中陽一「高等教育における輪読に関する実践研究の動向と展望」『学校教育学研究論集』第39号、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科、2019年3月、pp.1-10.
- 助川晃洋「3階へ行こう！」『図書館だより』第44号、宮崎大学附属図書館、2000年4月、pp.6-7.
- 辻本雅史『「学び」の復権 模倣と習熟』岩波書店、2012年
- 林達夫・久野収『思想のドラマトゥルギー』平凡社、1993年
- 平田諭治「嘉納治五郎の留学生教育を再考するー近代日中関係史のなかの教育・他者・逆説ー」『教育学論集』第9集、筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻、2013年2月、pp.63-97.
- 平野正久「大学における教育学教育の問題ー西ドイツ教育学の自己革新運動ー」『教育学研究』第38巻第4号、日本教育学会、1971年12月、pp.250-259.
- 三木清『読書と人生』講談社、2013年
- 宮崎俊明「西ドイツの教育学動向の断面ー学会、研究者・学校訪問、教育学教育からみたー」『教育学研究』第54巻第4号、日本教育学会、1987年12月、pp.414-416.（「西ドイツにおける教育学の動向ー研究集会、研究者・学校訪問、学会、教育学教育からみた報告ー」『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』第39巻、鹿児島大学教育学部、1988年3月、pp.221-239.）
- 宮崎俊明「山下徳治にみるドイツ教育学の受容問題ー1923～26年のマールブルク大学での遺稿ノートを手がかりにー」『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』第51巻、鹿児島大学教育学部、2000年3月、pp.59-86.
- 向井留実子「人文社会系分野の学位取得を目指す留学生への教育体制づくりの実践と課題」『文化交流研究』第34号、東京大学文学部次世代人文学開発センター、2021年3月、pp.95-110.
- 毛利猛「ゼミ形式の授業に関するFDの可能性と必要性」『香川大学教育実践総合研究』第15号、香川大学教育学部、2007年9月、pp.1-6.
- 森昭『ドイツ教育の示唆するもの』黎明書房、1954年
- 森川潤『明治期のドイツ留学生ードイツ大学日本人学籍登録者の研究ー』丸善雄松堂、2009年

## 執筆分担

アスタリスクが並ぶ二つの行に挟まれた部分は付・戴・秦と助川の共同、その前後はすべて助川の単独による。

〔研究紹介〕

# 大学バスケットボール選手における コンディションと外傷・障害の発生状況の関係性

教育学専攻  
修士課程1年 猪狩 貴一

## I. はじめに

リミテッドコンタクトスポーツに分類されるバスケットボールでは、競技力が高いと接触時の負荷も大きくなる。上位のカテゴリーでプレーしているバスケットボール選手は特に試合数が多いために、長期にわたるシーズン中に身体にかかる負荷も大きく、怪我が多発すると考えられている。しかし、選手の身体のコンディションと怪我の関連性については、臨床的な経験則から提示されているにすぎず、医科学的な根拠が明確に示されているわけではない。選手のコンディション（下肢の痛みや疲労度、睡眠状況など）の変化と、シーズン中の外傷・障害の発生状況を調査し、その関係性が明確になれば、戦術作成とチームの安全管理において極めて有益な資料となる。

修士論文では、①シーズン中の選手のコンディションの調査と、②シーズン中の外傷・障害発生状況の調査の2つを行い、総合的に考察を進めていく。

## II. 研究方法と現在の状況

1. 対象：関東大学バスケットボール1部リーグに所属する健康なバスケットボール選手24名（身長、体重、年齢）を対象とし、データの収集を行なっている。データは2022年5月から12月までの8ヶ月間に渡って収集した。対象者には研究の内容と予測されるリスクについて口頭および文書にて十分に説明を行い、書面での同意を得た。

### 2. 研究の構成：

#### 1) シーズン中の選手のコンディションの調査

データの収集に際してはスマートフォンアプリ（ONE TAP SPORTS. EUPHORIA, Tokyo, Japan）を用いた。選手が記録したデータはクラウド管理され、チームスタッフは全選手のデータを常に参照できるようになっている。調査項目

は、RPE（主観的運動強度：Borgの示した10段階のcategory ratio scale）、RPEと練習および試合の実施時間から算出されるTotal Load、ウェルネスデータとして精神的疲労、肉体的疲労、疼痛（大腿部前面、大腿部後面、下腿部）、睡眠時間、睡眠の質、練習後の疲労をアプリのスライドバーを用いたVAS形式で評価した。練習時間と練習メニューに基づく運動強度に関しては、実際の現場において指導スタッフとして参加し、正確なデータを収集できるように勤めた。現在は収集したデータの解析を行なっている。

## 2) シーズン中の外傷・障害発生状況の調査

2022年に示された「スポーツ外傷・障害および疫学調査に関する提言書（日本臨床スポーツ医学会・アスレティックトレーニング学会）」にならい、にチームのトレーナー（JSPO-AT）が管理する外傷・障害情報をもとに、統計量としてスポーツ外傷・障害受傷者数、発生件数、Athlete-exposure、Athlete-hour、有病率、発生率、外傷・障害の負担の程度を算出する。また、部位別外傷障害発生件数、外傷障害別発生件数、月別発生件数についてまとめる。

## 3) 総合考察

①シーズン中の選手のコンディションの調査と、②シーズン中の外傷・障害発生状況の調査の両方の結果をもとに、疫学的な手法を用いてそれぞれの関連性を解析する。

## Ⅲ. 現在までに分かっていること

今回は中間報告としてシーズン中の外傷・障害発生状況の調査の概要について報告する。部員数は24名、練習および試合数は172日、怪我でアウトした日数の平均は16.4日であった。

### 1. 統計量

外傷障害基本統計を図1に示す。スポーツ外傷・障害受傷者数は19(名)、スポーツ外傷・障害発生件数は57(件)であった。そこから計算される有病率は79.2(%)、発生率（発生頻度）は15.6/1,000AEsであった。先行研究では高校生男子バスケットボール選手(NSRIO: High School Reporting Information Online)の発生頻度が1.55/1,000AEs、大学生選手（NCAA: National Collegiate Athletic Association）で5.30/1,000AEsであり、またNBA(National Basketball Association)の統計では15.6/1,000AEsであり、バスケットボールの競技レベルが高いほど外傷障害の発生頻度も高い。本研究の対象群は関東1部リーグに所属する大学生バスケットボ

ール部であるので競技力は低くはないが、より競技力が高いリーグと同等の傷害発生頻度であり、男子大学生バスケットボール選手としては傷害の発生頻度が著しく高い。これは、チームの特徴が影響していると考えている。対象としたチームは、競技力が高いが故に、より攻撃的なプレーをする傾向があり、例えば、ゴールに近いエリアでプレーをする（3ポイントシュートを狙わずにゴールの近くで勝負する、1部リーグ内で比較して2ポイントのシュート数が多い：1位／14チーム、リバウンドも多い：リバウンド回数が2位／14チーム）ため、コンタクト回数が多い（ブロック：2位／14チーム）ことが特徴である。他の選手との接触回数や、ジャンプによる着地回数が多ければそれだけ傷害の可能性、特に下肢の傷害が増加することが予想され、本研究の対象チームの傷害発生頻度の高さに現れている。これに対応するためには、コンタクトスキルを上げること、日々のコンディションを認識し、心身に疲労を残さないような計画的な練習／休養の計画が必要になると考えられる。

図1. 外傷障害基本統計

統計	値	説明
スポーツ外傷・障害受難者数(名)	19	prevalanceを算出する際に分子として使用される。
スポーツ外傷・障害発生数(件)	57	incidence(発生率)を算出する際に分子として使用される。
athlete-exposue	3648	165回の試合及び練習に参加した選手数を数えることで算出する。
Prevalance(有病率)(%)	0.79	スポーツ外傷・障害を受傷した選手数を、対象とした選手数で除して算出する。
incidence(発生率)athlete-exposue	15.6	スポーツ外傷・障害発生数をathlete-exposueで除して算出する。 小さな数字を避けるために、1000athlete-exposueあたりで算出するのが一般的である。

## 2. 部位別外傷・障害発生件数

シーズン中、8ヶ月間にわたり記録された部位別外傷・障害発生件数を図2に示す。下肢の傷害が合計37件(64.9%)と多く、次いで上肢の傷害が9件(15.8%)、体幹部の傷害が6件(10.5%)であった。件数は少ないものの頭頸部の傷害も5件(8.8%)発生していた。バスケットボール競技は攻守が常に入れ替わることで、急激な切り返しやストップを多用しながら常にハイスピードでコート内を疾走するスポーツである。また、正当なコンタクトが認められているために、特に下肢に対する負担が大きい。そのため下肢の打撲や足関節の捻挫が多い。上肢の傷害のうち脱臼や骨折などはダンクシュート時のものであり、これもバスケットボールの特徴を示すと考えられる。

図2. 部位別外傷・障害発生件数

		人数	割合	部位別割合	発生傷害例
頭頸部	頭頸部	3	5.3	8.8	頭頸部：頭部打撲頸椎捻挫 頭部裂創(2) 顔面：顔面打撲 目打撲
	顔面	2	3.5		
上肢	肩関節	2	3.5	15.8	肩関節：腱板炎 肩鎖関節損傷  手関節：手関節炎 舟状骨骨折 手部：中指靭帯損傷(突き指)(2) 手掌裂創 第五指PIP関節脱臼 中指靭帯損傷
	肩甲帯	0	0.0		
	上腕	0	0.0		
	肘関節	0	0.0		
	前腕	0	0.0		
	手関節	2	3.5		
	手部	5	8.8		
体幹部	胸部・腹部	1	1.8	10.5	胸部・腹部：胸肋部痛 背部：腰背部痛 腰部：急性腰痛 慢性腰痛(2) 腰部捻挫
	背部	1	1.8		
	腰部	4	7.0		
下肢	股関節・臀部	0	0.0	64.9	大腿：内転筋肉離れ 大腿部打撲(4) 大腿骨外側上踝骨挫傷 膝関節：膝打撲(3) 膝蓋靭帯炎 膝痛 膝関節打撲 過伸展損傷(2) 下腿：腓腹筋損傷(2) 脛骨粗面剥離骨折 下腿打撲 足関節：内反捻挫(14) インピンジメント症候群(2) 二分靭帯損傷 足部：第5中足骨盤基部打撲 側部痛
	大腿	6	10.5		
	膝関節	8	14.0		
	下腿	4	7.0		
	足関節	17	29.8		
	足部	2	3.5		
合計		57	100.0	100	

以上